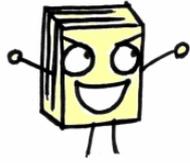


令和3年度

# 図書館要覧



松浦市立図書館



## 目 次

1. 沿革	1
2. 運営方針	2
3. 令和3年度の重点項目	2
4. 組織・職員体制	3
5. 施設の概要	4
6. 利用案内	8
7. 予算	10
8. 統計資料	11
9. 令和2年度事業	22
10. ボランティア	27
11. 松浦市立図書館協議会	28
12. 関係条例・規則	30

# 1. 沿革

## (1) 合併後の沿革

平成 18 年	1 月	1 市 2 町合併により松浦市立図書館、福島図書館の 2 館となる
平成 18 年	5 月	合併に伴い福島町・鷹島町への移動図書館車運行開始
平成 19 年	3 月	図書館システム更新と市内公民館・福島図書館とのオンライン化
	4 月	図書購入を大阪屋より TRC に変更する
平成 21 年	4 月	鷹島肥前大橋の開通に伴い、移動図書館車を陸路運行に切替える
平成 22 年	3 月	館内の改修工事（2 階ギャラリーに騒音軽減用遮蔽壁を設置）
平成 23 年	4 月	生涯学習センター開館 10 周年 松浦市立図書館協議会条例施行
平成 27 年	10 月	休館日の変更（祝日開館、第 2 木曜日の休館）
平成 31 年	4 月	西九州させぼ広域都市圏事業として、佐世保市との相互利用サービス開始
令和 2 年	4 月	ボランティア登録制度開始
令和 3 年	4 月	生涯学習センター開館 20 周年 松浦市立図書館が「子供の読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける 平戸市、佐々町の居住者の利用者登録ができるようになる マイナンバーカードが利用者カードとして利用できるようになる （希望者のみ）

## (2) 合併までの沿革

### ①松浦市立図書館

昭和 52 年	1 月	松浦市立図書館設置
平成 5 年	12 月	生涯学習センター建設委員会設置要綱制定
平成 10 年	4 月	生涯学習センター建設基本計画を図書館計画施設研究所へ委託
	9 月	松浦市生涯学習センター建設基本計画の完成
平成 11 年	1 月	松浦市生涯学習センター建設基本計画を策定
	5 月	生涯学習センター実施設計業務を委託
平成 12 年	1 月	生涯学習センター起工
	9 月	図書館休館
	12 月	生涯学習センター完成
平成 13 年	4 月	生涯学習センター開館（市立図書館・中央公民館・視聴覚ライブラリー）
	6 月	移動図書館車運行開始

### ②福島図書館

昭和 62 年	3 月	福島町立歴史民俗資料館と併設した施設の 1 階部分に福島町立図書館として開館
平成 18 年	1 月	1 市 2 町の合併により、松浦市立福島図書館と名称を変更

## 2. 運営方針

図書館の基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に資料を提供することです。また、資料に対する要求を高め、広めるために活動することも図書館には求められています。

生涯学習センターの中核施設である図書館は、従来までの資料の貸出業務に加えて、情報化・生涯学習時代等の社会変化に自ら対応し、生きがいを求めて生涯学び続ける場、生活に安らぎとゆとりを与える場としての役割を果たしていかなければならず、これからの図書館は、住民にとって気軽に利用しやすく、世代・性別を超えたふれあいの場としなければなりません。松浦市教育振興基本計画においても、生涯学習の中核的施設として、図書館資料の整備・充実及び図書館サービスの充実を図ることを主な施策としています。

住民に愛され、喜ばれ、住民に役立つ図書館を目指し、以下のとおり松浦市立図書館の運営方針を掲げます。

- 一. すべての住民へのサービスに努めます。
- 一. さまざまな情報の収集に努めます。
- 一. 豊富な資料と情報を用意し、提供に努めます。
- 一. 学習・創造活動への援助に努めます。
- 一. 住民の交流や憩いの場となるように努めます。
- 一. 子どもの読書活動の支援に努めます。
- 一. 高齢者がふれあう場となるように努めます。
- 一. 地域資料・行政資料のサービスに努めます。
- 一. 視聴覚資料や電子メディアのサービスに努めます。
- 一. 学校図書館（室）へのサービスに努めます。
- 一. 全域へのサービス網をめざすため、移動図書館の運営・充実に努めます。

## 3. 令和3年度の重点項目

### (1) 図書館サービスの充実

#### ①資料の整備・充実

基本的図書資料、デジタル資料、地域資料等の収集・整備を進めるとともに、県立図書館や近隣市町図書館等と連携し、資料及び情報の収集・拡大に努めます。

#### ②生涯学習センター20周年記念事業の実施

20周年を迎えた生涯学習センター内の図書館として記念事業を開催し、市民の図書館としてより多くの方へのPRに努めます。

#### ③読書バリアフリー環境の整備

視覚障害者向けコーナーの設置や資料の充実に努め、障害のある方にも利用しやすい環境の整備に務めます。

### (2) 読書活動の推進

#### ①子ども読書活動の推進

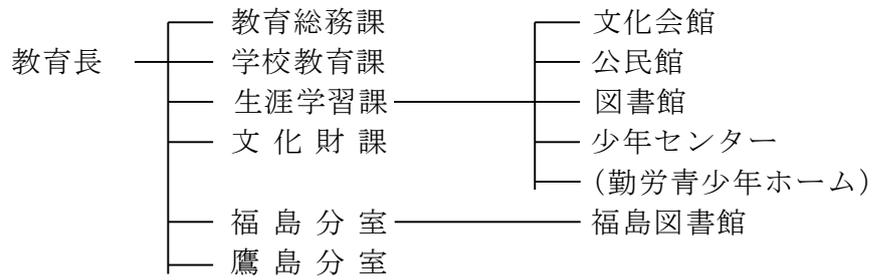
ボランティアとの協働により、おはなし会、読み聞かせ、夏休みのイベント等の企画・行事等を行い、子どもが読書に親しむ環境の充実に努めます。

#### ②市民あがての読書活動推進

「松浦市読書活動推進計画」のキャッチフレーズ及び読書の日を広く周知し、全市民に向けた読書活動の啓発に努めます。

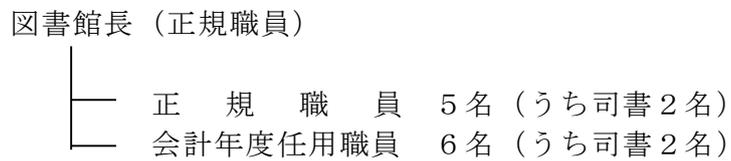
## 4. 組織・職員体制

### (1) 教育委員会組織

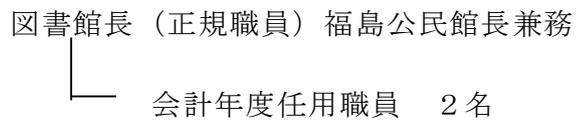


### (2) 図書館職員体制

#### (中心館) 松浦市立図書館



#### (地域館) 福島図書館



## 5. 施設の概要

### (1) 生涯学習センターの概要

名称	松浦市生涯学習センター
所在地	松浦市志佐町浦免 1483 番地 1
敷地面積	3,824.54 m <sup>2</sup>
建築面積	1,542.78 m <sup>2</sup>
延床面積	2,451.17 m <sup>2</sup>
	1階 1,356.49 m <sup>2</sup>
	2階 1,032.23 m <sup>2</sup>
	3階 62.45 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 一部3階建
総事業費	約11億6千万円
駐車場台数	27台(障害者用2台含む)

### (2) 松浦市立図書館施設の概要

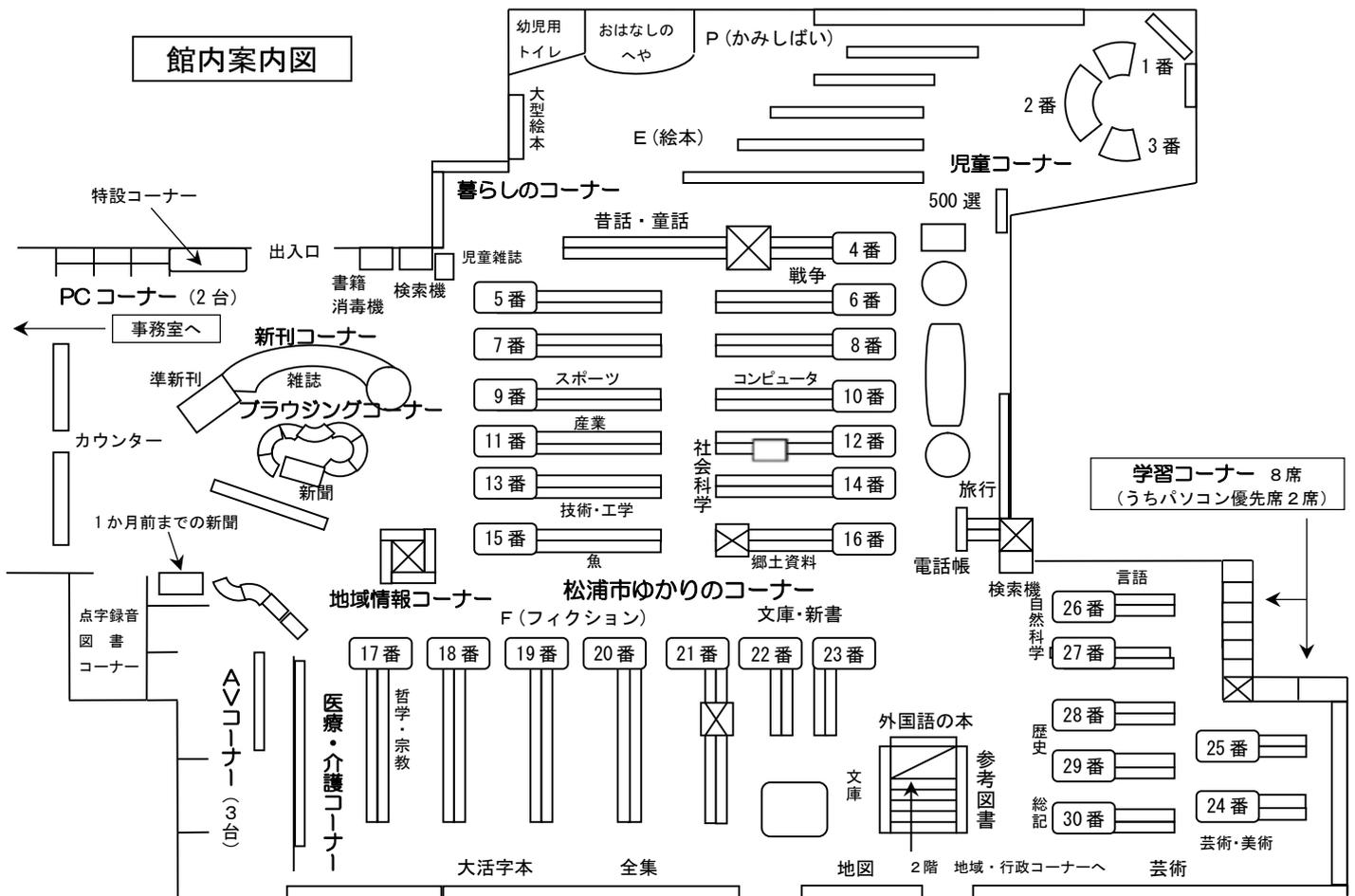
#### 1 階

一般コーナー(成人室)	416.37 m <sup>2</sup>
児童コーナー(児童室)	150.95 m <sup>2</sup>
AVコーナー	70.34 m <sup>2</sup>
ブラウジングコーナー	79.38 m <sup>2</sup>
おはなしのへや	17.89 m <sup>2</sup>
資料保管室(旧印刷室)	7.34 m <sup>2</sup>
閉架書庫	73.56 m <sup>2</sup>
BM車庫(プラットホーム含)	44.88 m <sup>2</sup>

#### 2 階

地域・行政コーナー	35.96 m <sup>2</sup>
-----------	----------------------

※図書館総面積 1,042.46 m<sup>2</sup>



◎ 館内紹介



一般コーナー（成人室）



児童コーナー（児童室）



絵本コーナー



ブラウジングコーナー



パソコンコーナー



AVコーナー



学習コーナー

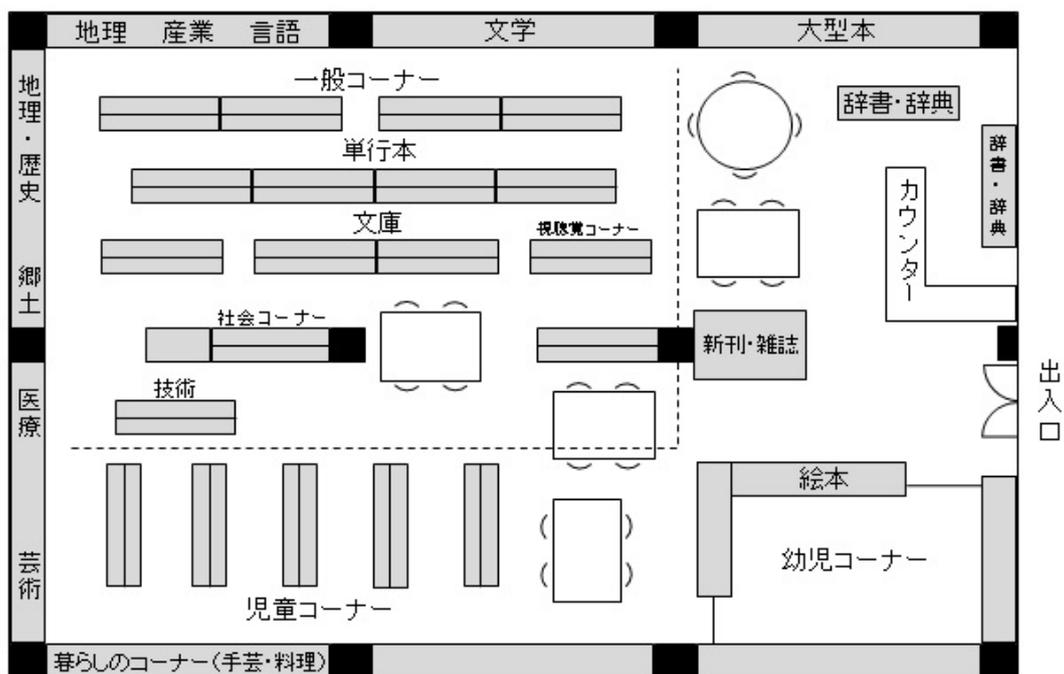


地域・行政コーナー（2階）

### (3) 福島図書館施設の概要

所在地 松浦市福島町塩浜免 2933 番地 88  
 敷地面積 986.65 m<sup>2</sup>  
 建築構造 鉄筋コンクリート 瓦葺 2階建(1階部分)  
 総延床面積 598.4 m<sup>2</sup>  
 図書館部分延床面積 192.0 m<sup>2</sup>  
 建築年月日 昭和 62 年 2 月 25 日 完成

館内案内図



◎ 館内紹介



外観



幼児コーナー



児童コーナー



一般コーナー

(4) 移動図書館車「きらきら号」の概要

車種 3.5トン積トラック改装車  
積載冊数 3,000冊  
ステーション数 28箇所



## 6. 利用案内

### (1) 開館時間

	松浦市立図書館	福島図書館
月	休館日	休館日
火～日	10時～18時 (金曜日は10時～19時)	9時30分～17時30分

### (2) 休館日

- 毎週月曜日 (国民の祝日にあたる時は開館し、翌平日を休館)  
 毎月第2木曜日 (国民の祝日にあたる時はその前日)  
 館内整理日 (月の最終木曜日。国民の祝日にあたる時はその前日)  
 年末年始 (12月28日～1月4日)  
 その他 (特別整理期間等、必要と認められるとき)

### (3) サービス内容

#### ① 個人貸出

##### ア. 利用資格

- ・市内及び佐世保市・平戸市・佐々町に居住している方
- ・市内に通勤／通学している方
- ・館長が特別の理由により認めた方

##### イ. 貸出について

	貸出点数	貸出期間
図書資料	制限なし	15日以内※1
視聴覚資料	2点まで※2	10日以内

※1 移動図書館車 (BM) での貸出は、次の巡回日まで

※2 視聴覚資料の貸出は福島図書館のみ

#### ② 団体貸出

##### ア. 利用資格 市内の学校、事業所及びその他館長が適当と認める団体

##### イ. 貸出について

	貸出点数	貸出期間
図書資料	制限なし	1か月以内
視聴覚資料	2点まで※3	10日以内

※3 視聴覚資料の貸出は福島図書館のみ

#### ③ リクエストサービス

- a. 予約 お探しの資料が貸出中のときは予約することができます。  
 b. リクエスト お探しの資料を当館が所蔵していないときは、購入したり、他の公共図書館から借りたりして提供します。

#### ④ レファレンスサービス

日常生活や仕事の中で生じた疑問や調査研究について、資料の案内や調べ物の相談に応じています。

#### ⑤ 複写サービス (松浦市立図書館のみ)

当館の所蔵資料に限り、著作権法の範囲内でコピーができます (有料)。

複写料金	モノクロ	1枚	10円
	2色 (黒赤)	1枚	10円
	カラー	1枚	50円

- ⑥ **視聴覚資料サービス**（松浦市立図書館のみ）  
ビデオ(VHS)やDVD、CDを視聴できるブースを3台備えています。
- ⑦ **インターネット利用サービス**（松浦市立図書館のみ）  
インターネットを利用するためのパソコンを2台備えています。
- ⑧ **障害者サービス**（松浦市立図書館のみ）  
点字資料や音声資料の貸し出しを行い、拡大読書器を設置しております。デイジー(デジタル録音図書)の試聴もできます。
- ⑨ **ミライo n図書館連携サービス**  
ミライo n図書館の「とりよせくん」「遠隔地返却サービス」を行っています。
- ◆とりよせくん  
市立図書館に所蔵のない資料で、長崎県立図書館（ミライo n図書館、長崎県立図書館郷土課）に所蔵されている資料をインターネットで予約し、地元の図書館で受け取れるサービス
  - ◆遠隔地返却サービス  
ミライo n図書館で貸出を受けた資料を、地元の図書館で返却できるサービス
- ⑩ **西九州させば広域都市圏の図書館連携サービス**  
佐世保市を中心とした「西九州広域都市圏」で図書館の連携を行っています。
- ◆図書館相互利用サービス（利用者登録・貸出）  
佐世保市民・松浦市民が相互の図書館に利用者登録し、図書館サービスを利用することができます。
  - ◆図書館相互利用サービス（貸出・返却の配送サービス）  
サービスに参加している図書館で借りた資料を別の図書館で返却することができます（令和3年度参加自治体：佐世保市、松浦市、佐々町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町）。

## 7. 予算

(1) 図書館費の推移（人件費を除く）※当初予算（単位：円）〔平成30年度は6月補正予算を含む〕

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
需用費	821,000	875,000	776,000	906,000	777,000	1,637,000
役務費	38,000	85,000	48,000	690,000	260,000	75,000
委託料	1,224,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,395,000	1,421,000
使用料及び賃借料	374,000	371,000	349,000	349,000	354,000	357,000
備品購入費	3,600,000	3,600,000	5,000,000	10,138,000	9,589,000	8,749,000
合計	6,057,000	6,065,000	6,065,000	13,217,000	12,375,000	12,239,000

(2) 令和3年度予算内訳

(単位：千円)

費目		説明	本年度	前年度	増減
節	細節・細細節				
1:報酬			9,916	9,912	4
	委員等報酬	図書館協議会委員報酬	88	88	0
	会計年度任用職員報酬	会計年度任用職員報酬	9,828	9,824	4
2:給料	一般職員給		17,950	17,818	132
3:職員手当等			11,505	10,575	930
	一般職手当	期末勤勉手当、扶養手当等	10,090	9,887	203
	会計年度任用職員手当	会計年度任用職員期末手当	1,415	688	727
4:共済費			6,705	6,665	40
	臨時職共済費	会計年度任用職員各種保険料	1,642	1,453	189
	一般職共済費	共済組合負担金	5,063	5,212	△149
7:報償費	報償費	講師謝金	308	208	100
8:旅費			341	285	56
	普通旅費	市外・市内出張分	14	52	38
	費用弁償	図書館協議会委員、講師旅費	167	73	94
	会計年度任用職員費用弁償	会計年度任用職員費用弁償	160	160	0
10:需用費			1,267	1,637	△370
	消耗品費	新聞代(244千円)、雑誌(504千円)、製本・修理用品・一般消耗品代等(310千円)	1,048	1,058	△10
	燃料費	移動図書館車	120	129	△9
	印刷製本費	バーコードラベル(24千円)	24	255	△231
	修繕料	移動図書館車	75	195	△120
11:役務費			78	75	3
	通信運搬費	文書発送、督促、借用本運送等	60	24	36
	手数料	利用者用PC関係	18	20	△2
	保険料	自賠償保険料	0	31	△31
12:委託費	施設管理業務等委託料	図書館システム保守業務(2,192千円)、データ抽出業務(1,901千円)	4,093	1,421	2,672
13:使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	発注用ソフト使用料(264千円)、航送料(91千円)、通行駐車料(2千円)	357	357	0
17:備品購入費	施設用備品購入費	図書購入費(8,300千円) DVD購入費(200千円)	8,500	8,749	△249
18:負担金、補助金及び交付金	負担金	西九州させば広域都市連携事業負担金(50千円)、長崎県公共図書館等協議会負担金(6千円)	56	66	△10
26:公課費	公課費	自動車重量税	0	76	△76

## 8. 統計資料

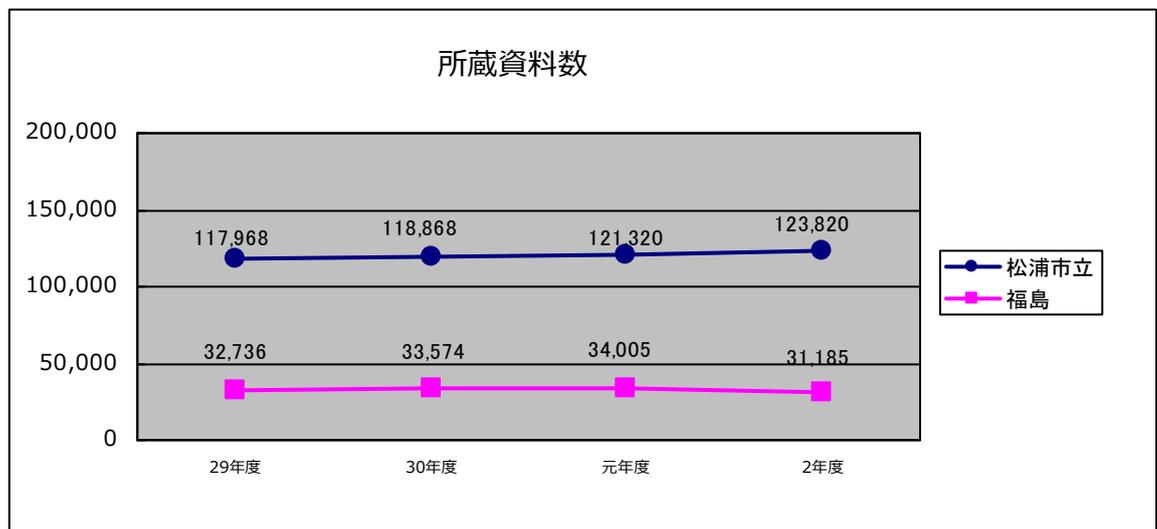
### (1) 所蔵資料

#### ① 所蔵資料数の推移

##### a. 資料種別 (単位 図書類：冊、A V資料：点)

館名	一般書	児童書	郷土資料	小計	A V資料	雑誌	総計	元年度	30年度	29年度
松浦市立	77,556	38,543	5,234	121,333	786	1,701	123,820	121,320	118,868	117,968
福島	22,188	7,519	684	30,391	554	240	31,185	34,796	33,574	32,736
計	99,742	46,062	5,918	151,724	1,340	1,941	155,005	156,116	152,442	150,704

※松浦市立はBM (移動図書館) を含む。



##### b. 資料数増減内訳 (A V資料、雑誌等を除く)

			2年度末	元年度	30年度	29年度
松浦市立	登録数	購入	4,258	4,534	4,873	1,888
		寄贈	840	562	700	849
		弁償受入	15	26	27	20
		計	5,113	5,122	5,600	2,757
	除籍数	3,417	2,169	4,881	947	
増減数			1,696	2,953	719	1,810
福島	登録数	購入	724	895	797	608
		寄贈	83	302	30	126
		弁償受入	0	1	0	0
		計	807	1,198	827	734
	除籍数	4,421	0	0	1,036	
増減数			△ 3,614	1,198	827	△ 302

② 館別分類別蔵書数（A V資料、雑誌等を除く）

《松浦市立図書館》 ※BMを含む

（単位：冊）

分類		一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0	総記	1,805	394	326	2,525	2.08
1	哲学	2,690	379	39	3,108	2.56
2	歴史	5,713	1,300	1,568	8,581	7.07
3	社会科学	8,998	1,908	2,047	12,953	10.68
4	自然科学	5,861	3,232	147	9,240	7.61
5	技術	6,786	1,155	201	8,142	6.71
6	産業	3,099	778	162	4,039	3.33
7	芸術	7,527	1,457	346	9,330	7.69
8	言語	1,219	518	20	1,757	1.45
9	文学・他	33,766	12,367	368	46,501	38.32
E	絵本	89	13,765	10	13,864	11.43
P	紙芝居	3	1,290	0	1,293	1.07
合計		77,556	38,543	5,234	121,333	100.00
構成比 (%)		63.92	31.77	4.31	100.00	

《福島図書館》

（単位：冊）

分類		一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0	総記	372	193	61	626	2.06
1	哲学	1,074	95	7	1,176	3.87
2	歴史	1,782	432	290	2,504	8.24
3	社会科学	1,941	376	75	2,392	7.87
4	自然科学	924	725	28	1,677	5.52
5	技術	979	320	11	1,310	4.31
6	産業	399	111	21	531	1.75
7	芸術	2,522	255	168	2,945	9.69
8	言語	322	130	1	453	1.49
9	文学・他	11,873	1,915	22	13,810	45.44
E	絵本	—	2,729	—	2,729	8.98
P	紙芝居	—	238	—	238	0.78
合計		22,188	7,519	684	30,391	100.00
構成比 (%)		73.01	24.74	2.25	100.00	

## 《合 計》

(単位：冊)

分類		一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0	総 記	2,177	587	387	3,151	2.08
1	哲 学	3,764	474	46	4,284	2.82
2	歴 史	7,495	1,732	1,858	11,085	7.31
3	社会科学	10,939	2,284	2,122	15,345	10.11
4	自然科学	6,785	3,957	175	10,917	7.19
5	技 術	7,765	1,475	212	9,452	6.23
6	産 業	3,498	889	183	4,570	3.01
7	芸 術	10,049	1,712	514	12,275	8.09
8	言 語	1,541	648	21	2,210	1.46
9	文学・他	45,639	14,282	390	60,311	39.75
E	絵 本	89	16,494	10	16,593	10.94
P	紙 芝 居	3	1,528	0	1,531	1.01
合 計		99,744	46,062	5,918	151,724	100.0
構 成 比 (%)		65.74	30.36	3.90	100.00	

## ③購入新聞一覧

## 《松浦市立図書館》(6紙)

一般	
長崎新聞	永年保存 (平成 11 年 8 月 1 日～)
朝日新聞	縮刷版等による保存 (平成 4 年 7 月 1 日～)
西日本新聞	発行日より 6 か月保存
日本経済新聞	
読売新聞	
スポーツ	
スポーツ報知	発行日より 6 か月保存

## 《福島図書館》(2紙)

一般	
長崎新聞	福島支所購入分 2年保存
西日本新聞	保存規定なし

④雑誌

令和2年度購入雑誌一覧

《松浦市立図書館》(43誌)

※50音順

週刊	AERA(アエラ)	月刊	すてきにハンドメイド
月刊	栄養と料理	月刊	壮快
月刊	ESSE(エッセ)	月2回刊	Tarzan(ターザン)
月刊	オール讀物	月刊	ダ・ヴィンチ
月2回刊	オレンジページ	隔月刊	旅と鉄道
月刊	かがくのとも	月刊	たまごクラブ
月刊	きょうの健康	月刊	ちいさなかがくのとも
月刊	きょうの料理	月刊	釣ファン
月2回刊	クロワッサン	月刊	DVD&動画配信でーた
月刊	月刊陸上競技	月刊	日経エンタテインメント!
月刊	現代農業	月刊	日経トレンドイ
隔月刊	COTTON TIME(コットンタイム)	月刊	日経PC21
月刊	子供の科学	週刊	Newsweek(ニューズウィーク)日本版
月刊	こどものとも	月刊	Newton(ニュートン)
月刊	こどものとも0.1.2.	月刊	ひよこクラブ
月刊	サライ	月2回刊	婦人公論
月刊	JTB時刻表	月刊	文藝春秋
隔月刊	じゃらん九州	月刊	MOE(モエ)
週刊	週刊新潮	月2回刊	モノ・マガジン(mono magazine)
週刊	週刊東洋経済	季刊	楽(らく)
週刊	週刊文春	月刊	リンネル
月刊	趣味の園芸		

《福島図書館》(5誌)

※50音順

月2回刊	オレンジページ	月刊	すてきにハンドメイド
月刊	きょうの料理	月刊	文藝春秋
月刊	趣味の園芸		

(2) 利用状況

① 館別来館者数

a. 3年間の推移

館名	来館者数	利用者区分		月平均	元年度	30年度	29年度
		一般・高校	中学生以下				
松浦市立	22,619	17,482	5,137	1,885	30,422	44,548	48,414
福島	1,847	1,102	745	154	2,326	2,937	2,809
計	24,466	18,227	5,882	2,039	32,748	47,485	51,223

※開館日数 258日 (BM運行日数143日)

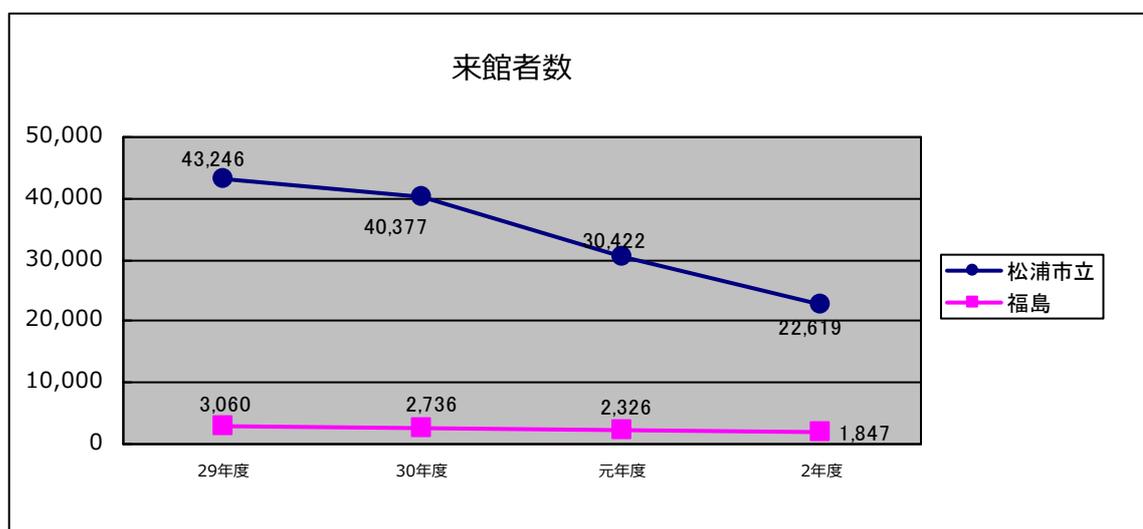
b. 月別来館者数 (2年度)

《松浦市立図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一般・高校	971	867	1,480	1,577	1,837	1,687	1,889	1,695	1,435	1,424	1,460	1,160	17,482
児童・生徒	174	274	496	598	788	436	473	509	315	377	363	334	5,137
計	1,145	1,141	1,976	2,175	2,625	2,123	2,362	2,204	1,750	1,801	1,823	1,494	22,619
開館日数	17	16	23	25	24	24	25	23	22	22	19	18	258
1日平均	67	71	86	87	109	88	94	96	80	82	96	83	88

《福島図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一般	73	66	102	120	97	82	110	96	94	97	86	79	1,102
児童・生徒	51	52	90	109	79	41	61	56	27	66	55	58	745
計	124	118	192	229	176	123	171	152	121	163	141	137	1,847
開館日数	17	16	23	25	24	24	25	23	22	22	19	18	258
1日平均	7	7	8	9	7	5	7	7	6	7	7	8	7



## ② 2 年度登録状況

館名	個人	団体	計
松浦市立 (BM含む)	12,978人	158団体	13,136件
福島	432人	2団体	434件
各公民館	108人	—	108人
計	13,518人	160団体	13,678件

※有効登録者数（2年度内に利用した登録者数） 2,176人  
 うち自治体内有効登録者数 2,074人  
 《利用者カードは共通であるため、登録者数には公民館分を含む》

## ③ 貸出冊数

### i) 貸出冊数の推移

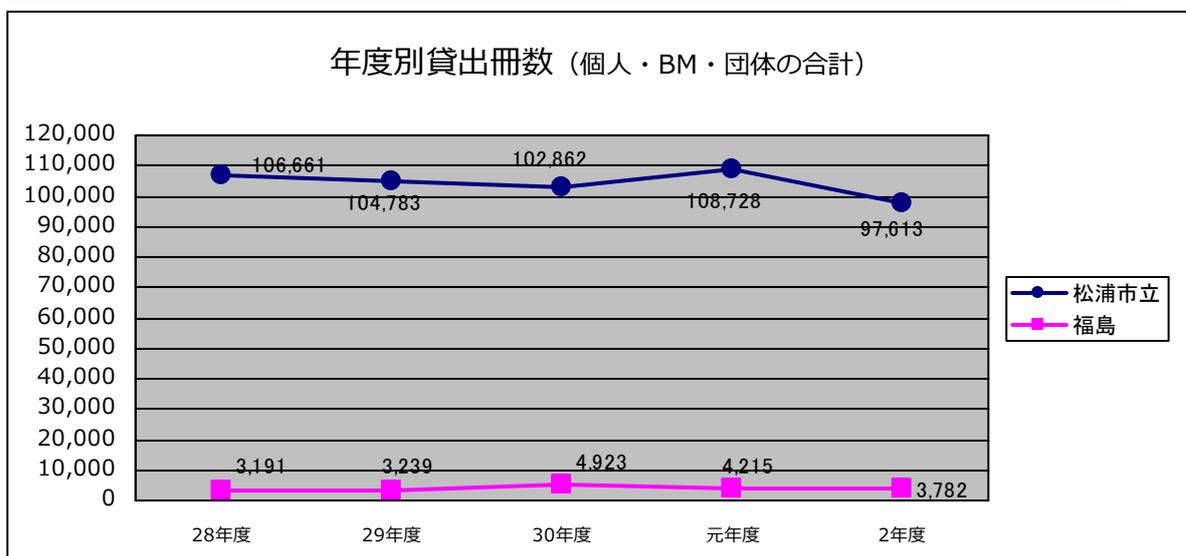
#### 《松浦市立図書館》

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人(本館)	56,510	52,345	48,188	49,529	47,358
個人(BM)	43,797	45,209	48,382	51,015	40,061
団体	5,039	5,991	5,214	7,140	8,844
相互貸借 (借受・貸出計)	1,315	1,238	1,078	1,044	1,350
計	106,661*	104,783	102,862*	108,728	97,613

注. ※は、実際に貸出された数であり、統計資料上の数値とは異なる（AV資料処理上の誤差による）。

#### 《福島図書館》

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人	2,979	2,936	4,151	3,779	3,561
団体	0	18	585	335	127
相互貸借 (借受・貸出計)	212	285	187	101	94
計	3,191	3,239	4,923	4,215	3,782



ii) 2年度実績

(ア) 分類別利用状況 (相互貸借分を除く)

《松浦市立図書館》

分類		一般書	児童書	郷土資料	AV	雑誌	合計
0	総記	541	287	1	-	-	829
1	哲学	912	849	0	-	-	1,761
2	歴史	1,000	1,667	120	-	-	2,787
3	社会科学	2,203	955	29	-	-	3,187
4	自然科学	2,126	4,815	23	-	-	6,964
5	技術	4,888	1,584	10	-	-	6,482
6	産業	1,319	730	0	-	-	2,049
7	芸術	2,256	3,087	12	-	-	5,355
8	言語	208	549	1	-	-	758
9	文学	1,213	16,599	16	-	-	17,828
F	現代小説	17,325	10	4	-	-	17,339
Z	現代随筆	746	0	2	-	-	748
E	絵本	149	25,759	3	-	-	25,911
P	紙芝居	8	1,929	0	-	-	1,937
A	雑誌	-	-	-	-	2,328	2,328
合計		34,894	58,820	221	-	2,328	96,263

《福島図書館》

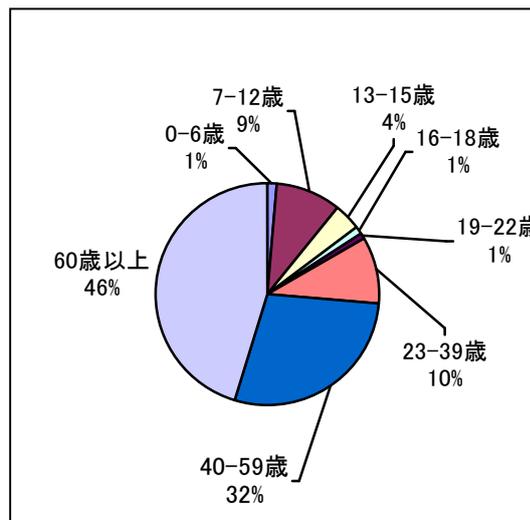
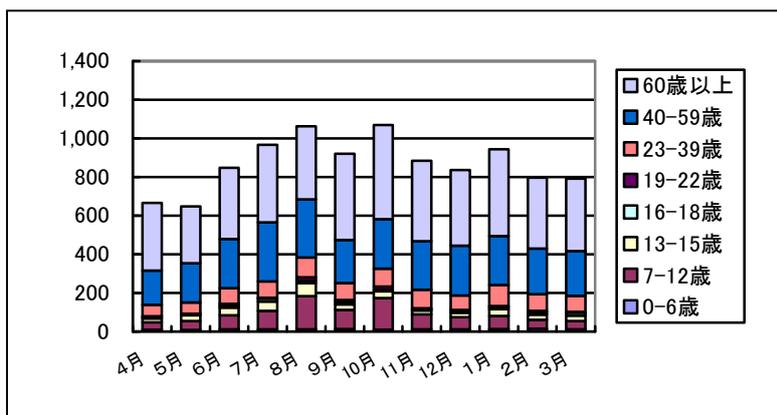
分類		一般書	児童書	郷土資料	AV	雑誌	合計
0	総記	11	7	0	-	-	18
1	哲学	55	37	0	-	-	92
2	歴史	18	27	1	-	-	46
3	社会科学	85	17	0	-	-	102
4	自然科学	36	57	0	-	-	93
5	技術	163	33	0	-	-	196
6	産業	9	6	0	-	-	15
7	芸術	118	61	0	-	-	179
8	言語	1	9	0	-	-	10
9	文学※	1,571	154	0	-	-	1,725
F	現代小説	-	-	0	-	-	-
Z	現代随筆	-	-	-	-	-	-
E	絵本	0	1,015	0	-	-	1,015
P	紙芝居	0	33	0	-	-	33
A	雑誌	-	-	-	-	140	140
	AV資料	-	-	-	27	-	27
合計		2,067	1,456	1	27	140	3,691

注. ※1「現代小説」「現代随筆」は「文学」に含む。

(イ) 年齢別利用状況

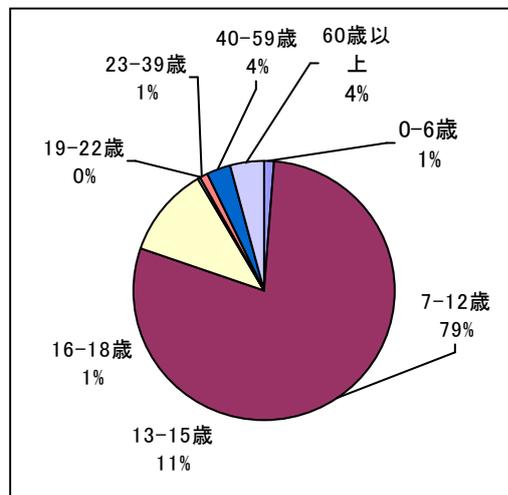
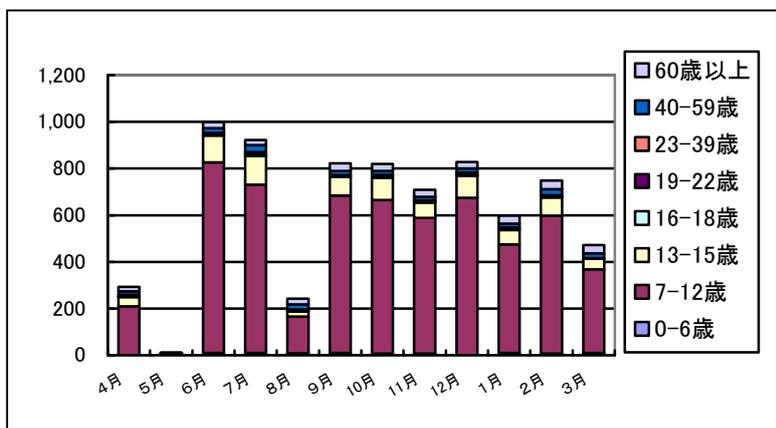
《松浦市立図書館：本館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	10	8	11	12	12	13	10	11	11	14	15	11	138
7-12歳	38	46	73	95	171	99	163	79	63	67	46	43	983
13-15歳	20	30	40	49	68	28	35	19	23	34	27	29	402
16-18歳	6	3	10	15	14	14	9	5	13	11	11	14	125
19-22歳	6	6	10	4	16	9	16	6	3	7	8	6	97
23-39歳	59	58	81	84	103	89	92	96	74	109	87	82	1,014
40-59歳	177	203	254	306	300	222	257	251	258	252	236	232	2,948
60歳以上	350	294	369	402	379	447	487	418	392	449	366	374	4,727
合計	666	648	848	967	1,063	921	1,069	885	837	943	796	791	10,434



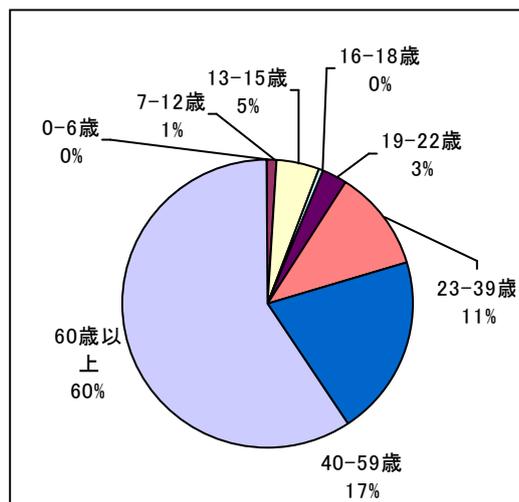
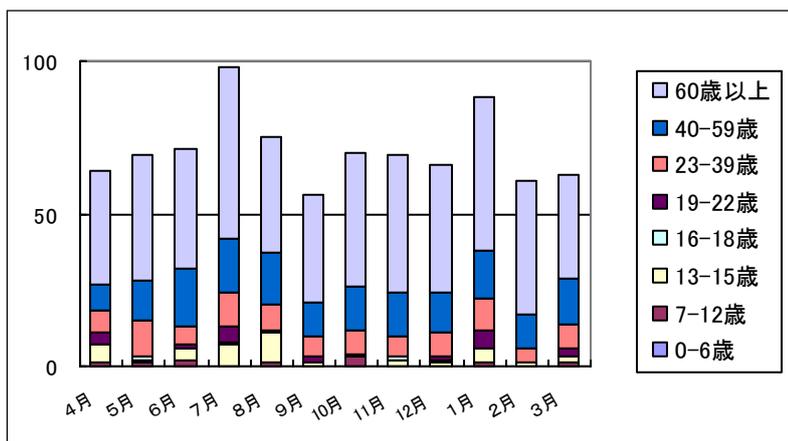
《松浦市立図書館：BM》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	0	6	9	9	8	9	7	7	0	9	7	9	80
7-12歳	209	2	817	722	157	675	658	582	675	466	591	359	5,913
13-15歳	40	0	115	123	23	81	96	65	94	62	78	45	822
16-18歳	3	0	3	6	3	3	8	5	6	4	3	0	44
19-22歳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
23-39歳	6	0	7	10	4	4	4	5	8	7	6	3	64
40-59歳	15	1	21	30	23	18	17	15	17	16	27	20	220
60歳以上	19	2	26	22	24	32	29	30	28	34	37	36	319
合計	293	11	999	922	242	822	819	709	828	598	749	472	7,464



《福島図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7-12歳	1	1	2	0	1	0	3	0	0	1	0	1	10
13-15歳	6	1	4	7	10	1	0	2	1	5	1	2	40
16-18歳	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4
19-22歳	4	0	1	5	1	2	1	0	1	6	0	3	24
23-39歳	7	12	6	11	8	7	8	7	8	10	5	8	97
40-59歳	9	13	19	18	17	11	14	14	13	16	11	15	170
60歳以上	37	41	39	56	38	35	44	45	42	50	44	34	505
合計	64	69	71	98	75	56	70	69	66	88	61	63	850



(ウ) 団体貸出

《松浦市立図書館》

団体名	利用回数	冊数	団体名	利用回数	冊数
青島はまゆう園	19	261	慈光幼稚園	13	421
青島小学校	1	3	松浦市松浦児童館	18	254
青島中学校	4	16	スキップ	5	26
あゆっこらぶ	8	38	鷹島小学校	2	100
今福小学校	3	74	鷹島中学校	13	301
今福保育所	12	410	たのしか保育園	15	1,144
今福中学校	1	10	調川小学校	2	5
うつみ乳児保育園	12	234	調川保育所	42	626
雲仙市図書館	1	1	ひかりヶ丘保育園	1	1
おはなしの会ポケット	6	26	星鹿小学校	1	39
おはなしたまてばこ	6	21	星鹿保育所	15	466
株式会社 大信技術開発	1	4	ほっとクラブ	17	163
上志佐小学校	10	543	松浦市役所	33	216
上志佐保育所	38	1,570	松浦幼稚園	30	620
志佐小学校	3	146	御厨小学校	6	103
志佐中学校	1	80	やまびこ学苑 松浦校	4	62
志佐保育園	9	71	養源保育所	17	459
			合計	369	8,514

※図書館名義による団体貸出冊数(330冊)は除いた。

《福島図書館》

団体名	利用回数	冊数	団体名	利用回数	冊数
ひかりヶ丘保育園 学童保育	8	86	合計	8	86

④ リクエスト（予約）・相互貸借

(ア) リクエスト（予約）

(単位：件)

図書館名	予約件数
松浦市立図書館	3, 550
(うちBM)	(1, 914)
福島図書館	106
計	3, 656

(イ) 相互貸借

(単位：冊)

図書館名	貸出冊数	借受冊数	計
松浦市立図書館	157	1, 193	1, 350
福島図書館	0	94	94
計	157	1, 287	1, 444

借受冊数のうち、1, 045冊（松浦951冊、福島94冊）は、長崎県立長崎図書館からの協力貸出

⑤ 複写サービス 172件 750枚  
(松浦市立図書館のみ)

⑥ AVブース利用状況（3台分）

利用者延べ人数 138人

1日平均利用時間 約0時間38分（総使用時間165時間49分÷開館日数258日）

⑦ パソコンコーナー利用状況（2台分）

利用者延べ人数 208人

1日平均利用時間 約0時間24分（総使用時間104時間00分÷開館日数258日）

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・机等の消毒の実施
- ・入口への消毒薬の設置
- ・利用者への感染拡大防止の呼びかけ  
(体調が悪い場合や身近に感染の疑いのある人がいる場合の利用見合わせ、館内でのマスク着用、閲覧席利用の際の隣の人との距離の確保、長時間利用を控える)
- ・カウンター、座席へのアクリル板の設置
- ・閉館時及びAV・パソコンコーナー利用後の消毒作業
- ・書籍消毒機の導入
- ・BM利用時の入館人数制限

【感染拡大期の対応】

3月上旬～4/16 おはなしのへやの利用中止、座席の削減

4/17～4/21 座席の利用・レファレンスサービス・DVD等の視聴・インターネット端末の利用・おはなしのへやの利用・資料の複写サービスの中止

4/22～5/11 緊急事態宣言に伴う臨時休館

⑨館外サービスの状況

◆BM（移動図書館）の運行状況

	令和元年度	令和2年度
運行日数	168	143
巡回場所	28	28

◆障害者サービス（点字図書・デージー（デジタル録音図書）の配本）

	令和元年度	令和2年度
利用件数	23	21
貸出冊数	184	137

◆保育所・認定こども園、学童保育への巡回（団体貸出）

	令和元年度	令和2年度
利用団体数	保育所等 7	保育所等 7、学童保育 2
貸出冊数	3,660	4,566

※学童保育は令和2年度途中から実施

⑩ミライオン図書館サービス対応件数（令和2年度から）

	令和2年度
とりよせくん	7件 12冊
遠隔地返却サービス（試行）	1件 2冊

## 9. 令和2年度事業

### (1) 図書館活動・読書活動の推進に関する事業

#### ① イベント

##### 《松浦市立図書館》

開催日	行事名	参加者数等
4月～5月※1	おうち文庫 (おすすめ本のセット貸出)	—
4月～5月※2	読書手帳の配布 (子ども向け読書ノートの配布)	30部
4月～5月※3	いつでもおはなし会 (期間中、リクエストがあればいつでも読み聞かせを行う)	0人
5/21(木)～12/13(日)	おびコン! 2020 (本のおびのコンテスト)	募集: 5/21～8/30 展示・投票: 9/12～11/3 発表: 11/15(日) 結果の掲示: 11/15～12/13 87作品
6/12(金)～7/12(日)	マナーアップキャンペーン (梅雨時の本の取扱いマナーの周知)	ティッシュ配布100セット
8/8(土)	NBC平和文学朗読キャラバン2020 (NBCアナウンサーによる朗読DVD上映)	46人 (ボランティア1人)
10/6(火)～11/8(日)	松浦市立図書館でウォーリーをさがせ (図書館内に隠れているキャラクターを探すイベント。フレーベル館との共催)	114人
2/9(火)～3/9(火)	がまくんと かえるくんの おはなしをよんでリーフレットをかこう (調川小1年生制作のリーフレット展示)	—
3/18(木)～5/9(日)	鷹島海底遺跡パネル展	—
随時	本活(除籍本等のリサイクル)	—
毎月第3金曜日	アジフライデー普及イベント	—

※1～3 新型コロナウイルスの影響による図書館の利用制限やこどもの読書週間に例年実施しているイベントができなかったことにより実施したもの。

##### 《福島図書館》

開催日	行事名	参加者数等
6/6(土)～9/4(金)	除籍本のリサイクル市(無料配布)	—

#### ② 講演会

開催日	行事名	参加者数
10/31(土)	家読(うちどく)活動推進事業講演会 「不思議であつばれな植物のはなし ～植物の知恵と工夫を生き方のヒントに～」 講師: 甲南大学特別客員教授・名誉教授 田中 修氏	56人

### ③上映会

開催日	作品名	参加者数
7/18 (土)	おしりたんてい 2 ププッふめつのせつとうだん	17人 (幼児・児童11人、大人6人)
8/22 (土)	皇帝ペンギン ただいま	0人
9/19 (土)	すみっこぐらし とびだす絵本とひみつのコ	36人 (幼児・児童30人、大人7人)
10/17 (土)	ざんねんないきもの事典 2	2人 (幼児・児童2人、大人0人)
11/18 (土)	おしりたんてい 3 ププッ ブラウンものがたり	7人 (幼児・児童5人、大人2人)
12/19 (土)	忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT 太陽系の段・月の段	6人 (幼児・児童4人、大人2人)
2/13 (土)	くまのがっこう パティエ・ジャッキーとおひさまのスイツ ／新・恐竜大進撃	1人 (幼児・児童0人、大人1人)
3/20 (土)	おしりたんてい 4 ププッ かいとう たい たんてい	10人 (幼児・児童7人、大人3人)

### ④出前講座 (まつうら出前講座行政編『絵本の読み聞かせ』)

実績なし(新型コロナウイルス感染症対策ができる場合のみ対応としていたが、対応不可で実施できなかった)

### ⑤「すきスキだーいすき事業」(ブックスタート) ※子育て・こども課との共同事業

実施時期	月1回(旧松浦)、隔月1回(福島)、年1回(鷹島)※乳幼児健診時
対象	乳幼児と保護者
実施場所	(旧松浦地区) 松浦市保健センター (福島地区) 福島保健センター (鷹島地区) 鷹島高齢者生活福祉センター
実施回数	4回 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小。利用案内や読み聞かせを実施しなかった場合は、子育て・こども課で図書館利用の案内を配布。

### ⑥おはなし会 ※ボランティア主体で、毎週第1～第4日曜日に実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止期間あり。

実施回数 22回 参加者数 のべ101人

### ⑦特設コーナー(テーマに沿った資料の展示)

4月	あたらしいハルに	10月	不思議でドラマチックな植物の世界
5月～ 6月	読んでみよう!教科書に載っている本	11月	家族の週間特集
		12月	おうち時間特集
7月	スポーツを読もう!	1月	牛
8月	自由研究、工作、感想文・作文のかきかた	2月	Bitter or Sweet/卒業
9月	世界を旅する	3月	3

その他、ミニコーナー「ちがう国の絵本」「大人の『学び直し』」「図書館で見つけるキミの進路」「感染症」「鬼」「知る、備える防災」「SDGs」「動物愛護週間」など



4月



9月



10月



2月

## (2) 研修会、会議等

### ①研修会

10/11 (日)	<p>西九州させば広域都市圏スキルアップ事業※          児童文学作家 くすのきしげのりさん講演会          「子どもたちに生きる力としての読書のよこびを」          場所/佐世保市山澄地区公民館          対象/図書館職員、学校司書、図書ボランティア経験者、児童文学に興味のある方          松浦市からの参加人数/4人 (図書館職員)</p>
-----------	--

※西九州させば広域都市圏主催

### ②図書館協議会

開催日	内容
11/5 (木)	<p>議題 令和元年度事業報告          令和2年度運営計画・運営状況について          ボランティア制度について</p>
書面開催 (2月末)	<p>議題 令和2年度事業実施状況について          令和3年度事業計画(案)について</p>

### (3) その他

#### ①研修・見学受入 ≪松浦市立図書館≫

実施日	行事名	参加者数
7/4(土)～7/18(土)	公共機関インターンシップ(長崎県立大学)	1人
8/4(火)～8/6(木)	長崎県立学校教職員 社会体験研修	1人(今福中学校)
8/6(木)、8/7(金)、8/25(火)	長崎県立学校教職員 社会体験研修	1人(今福小学校)
8/8(土)	上志佐めだかクラブ	17人
8/18(火)～8/20(木)	長崎県立学校教職員 社会体験研修	1人(福島養源小学校)
8/26(水)～8/28(金)	長崎県立学校教職員 社会体験研修	1人(星鹿小学校)
9/2(水)～9/4(金)	職場体験(調川中学校)	2人(2年生)
9/29(火)	図書館見学(調川小学校)	16人(2年生・引率)
10/9(金)	図書館見学(御厨小学校)	33人(2年生・引率)
10/21(水)	図書館見学(星鹿小学校)	21人(2年生・引率)
10/22(木)・10/23(金)	図書館見学(志佐小学校)	70人(2年生・引率)
10/27(火)～10/29(木)	職場体験(今福中学校)	2人(2年生)
11/10(火)	図書館見学(青島小学校)	6人(1・2年生・引率)
11/13(金)	図書館見学(福島養源小学校)	21人(2年生・引率)
11/17(火)～11/19(木)	職場体験(志佐中学校)	2人(2年生)
11/25(水)～11/27(金)	職場体験(御厨中学校)	2人(2年生)
2/24(水)	図書館見学(ほしか保育園)	13人(園児・引率)

#### ≪福島図書館≫

開催日	行事名	参加者数
10/9(金)	図書館見学(福島養源小学校)	24人(2年生・引率)

#### ②広報活動

i) 図書館だよりの発行 … 毎月1回(館内・市内小中学校への配布及びホームページ掲載)

ii) インターネットによる広報活動

- ・図書館ホームページへの情報掲載
- ・NBC文字情報による情報発信
- ・Facebookページでの情報発信

iii) 市報・新聞へのイベント情報等の掲載

iv) 各種マスコミによる取材

- ・長崎新聞、西海テレビ

v) 乳児健診時における利用案内

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乳児健診の時間短縮等を行い、利用案内は数回を除き資料配布のみ実施した。

③西九州させほ広域都市圏事業（佐世保市を中心とした広域都市圏の連携）

事業名	内容
図書館相互利用サービス （利用者登録・貸出）	松浦市民と佐世保市民が相互に図書館を利用できるサービス。
図書館相互利用サービス （貸出・返却の配送サービス）	佐世保市及び域内の参加図書館間で配送車を巡回させ、相互貸借資料や返却された図書を配送する。住民は相互利用により借りた図書を地元の図書館に返却できる。
図書館相互レベルアップ （研修・講習会の共同開催）	佐世保市及び域内の参加市町において、図書館職員（または図書館利用者）を対象とした研修・講習会を実施。

## 10. ボランティア

### (1) 登録ボランティア

#### ①登録数

##### 《松浦市立図書館》

団体：4団体（まつうら図書館きらきら塾、うさぎばん<sup>㊦</sup>、ほっとクラブ、ばーばーちゃん）

個人：3人

##### 《福島図書館》

登録なし（未登録者1人が活動）

#### ②活動の状況（令和2年度実績）

##### 《松浦市立図書館》

#### ○団体

団体名	活動内容
まつうら図書館きらきら塾 （おはなしたまてばこ、スキップ、ほっとクラブ、おはなしの会ポケットの4団体で構成）	リレーおはなし会（毎週日曜日） ・おはなしたまてばこ（第1日曜日） ・スキップ（第2日曜日：隔月） ・ほっとクラブ（第2日曜日：隔月） ・おはなしの会ポケット（第4日曜日） こわ〜いおはなし会（夏休み中）※令和2年度未実施 ポケットクリスマス会（おはなしの会ポケット：12月） ※令和2年度未実施 サンタさんからの手紙（11月～12月） 図書館主催イベントの補助
うさぎばん <sup>㊦</sup>	リレーおはなし会（通常の担当団体が実施できない際に活動） 小物作製、のぼり製作、おはなしの部屋の飾りつけ
ほっとクラブ	リレーおはなし会（第2日曜日：隔月）
ばーばーちゃん	リレーおはなし会（第3日曜日）

#### ○個人

活動内容：小物の作製、図書館主催イベントの補助

##### 《福島図書館》

#### ○個人

活動内容：書架の整理

## 11. 松浦市立図書館協議会

### (1) 図書館協議会について

○図書館法（昭和25年4月30日法律第118号，改正 平成23年12月14日法律第122号）

**第14条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第15条** 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第16条** 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○松浦市立図書館協議会条例（平成23年3月18日条例第9号，改正 平成24年3月30日条例第17号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、松浦市立図書館協議会の委員(以下「委員」という。)の定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 法第14条第1項の規定に基づき、松浦市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（定数）

**第3条** 委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

（任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

**第5条** 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第6条** 協議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

**第7条** 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（補則）

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

### 附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 松浦市立図書館協議会委員名簿

任 期 自：令和 2年4月 1日  
至：令和 4年3月31日

令和3年8月1日現在

構 成	氏 名	団 体 ・ 役 職 等
学 校 教 育 関 係 者	坂東 利久子	長崎県小学校教育研究会松浦支部
	小野下 和宏	長崎県立松浦高等学校長
社 会 教 育 関 係 者	松本 君子	松浦市文化協会 副会長
	宮田 悟史	青の大学
	荒木 典子	社会福祉士
	山崎 美智子	利用者代表（ボランティア、学校図書支援員）
家 庭 教 育 の 向 上 に 資 する 活 動 を 行 う 者	切建 恵子	松浦市子育てクラブ 委員
	森 三佐子	まつうら図書館きらきら塾 会長
学 識 経 験 者	佐々木 龍二	
	中田 敦之	

## 12. 関係条例・規則

### ○松浦市立図書館設置条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 184 号）

（目的）

**第 1 条** 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（設置）

**第 2 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条に基づき、松浦市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 前項の図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
松浦市立図書館	松浦市志佐町浦免 1483 番地 1
松浦市立福島図書館	松浦市福島町塩浜免 2993 番地 88

（管理）

**第 3 条** 図書館の維持管理は、松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員）

**第 4 条** 図書館に、館長その他必要な職員を置くことができる。

（委任）

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松浦市立図書館設置条例（昭和 51 年松浦市条例第 28 号）又は福島町立図書館設置条例（平成 13 年福島町条例第 10 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

### ○松浦市立図書館管理規則（平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 20 号）

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 図書館の利用（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 図書館資料の利用（第 8 条—第 13 条）
- 第 4 章 団体貸出（第 14 条—第 17 条）
- 第 5 章 自動車図書館（第 18 条）
- 第 6 章 資料の寄贈及び寄託（第 19 条—第 22 条）

#### 附則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、松浦市立図書館設置条例（平成 18 年松浦市条例第 184 号）第 5 条の規定により、松浦市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）図書資料 図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類するものをいう。
- （2）視聴覚資料 音楽映像ディスク、ビデオテープその他の視聴覚教育のためのものをいう。
- （3）図書館資料 図書資料及び視聴覚資料をいう。

(業務)

**第3条** 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する業務を行う。

(開館時間)

**第4条** 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 松浦市立図書館

午前10時から午後6時まで。ただし、金曜日は午前10時から午後7時まで

(2) 松浦市立福島図書館

午前9時30分から午後5時30分まで

2 前項の開館時間は、松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第5条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。

(2) 月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日

(3) 毎月第2木曜日。ただし、毎月第2木曜日が休日に当たるときは、その前日

(4) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

(5) 館内整理日（毎月最終木曜日。ただし、毎月最終木曜日が休日又は休館日に当たるときにあつてはその前日とし、その日も休日又は休館日に当たるときにあつては前週の木曜日）

## 第2章 図書館の利用

(利用の制限)

**第6条** 館長は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入館又は利用を制限することができる。

(1) 館内の風紀及び秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 他の利用者に迷惑となる行為をしたり、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(3) 図書館の施設、設備等又は図書館資料を損傷し、滅失するおそれがあるとき。

(4) 館長及びその他の職員の指示に従わないとき。

(5) その他管理上支障又はそのおそれがあるとき。

(損害の弁償)

**第7条** 利用者は、図書館の施設、設備及び図書館資料を汚損し、破損し、又は亡失したときは、館長が相当と認める現品又は代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを免除することができる。

## 第3章 図書館資料の利用

(館内利用)

**第8条** 開架図書の館内利用は自由とし、閉架図書は、職員の許可を受けなければならない。

2 特定の図書館資料は、職員の指示する場所で利用しなければならない。

3 松浦市立図書館の視聴覚資料を利用する者は、図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を提示しなければならない。

(貸出資料の範囲)

**第9条** 貸出しを行う資料は、松浦市立図書館にあつては図書資料とし、松浦市立福島図書館にあつては図書館資料とする。

(貸出しの対象)

**第10条** 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に居住又は通勤若しくは通学している者

(2) 佐世保市、平戸市及び佐々町に居住している者

(3) 館長が特別の理由があると認める者

(利用者カード)

**第11条** 図書館の図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用者カード申込書（様式第1号）を提出し、利用者カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 図書館の図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードを紛失したときは、利用者カード紛失届（様式第3号）を、利用者カード申込書の

内容に変更が生じたときは、利用者カード変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

4 利用者カードは、他人に譲渡又は貸与してはならない。

（マイナンバーカードの利用）

**第12条** 前条第1項に規定する利用者カードの交付を受けた者は、申出によりマイナンバーカードを利用者カードとして使用できるよう、松浦市立図書館において登録することができる。

2 前項において登録を受けたマイナンバーカードは、松浦市立図書館において利用者カードとして使用することができる。

（貸出数量及び期間）

**第13条** 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、別に指定することができる。

（1）松浦市立図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	15日以内

（2）松浦市立福島図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	15日以内
視聴覚資料	2点以内	10日以内

（予約・リクエストサービス）

**第13条の2** 利用者は、図書館内に所蔵していない図書資料又は貸出中の図書館資料の貸出を希望するときは、予約・リクエストサービスを利用することができる。

2 利用者は、予約・リクエストサービスを利用するときは、資料予約・リクエスト申込書を館長に提出するものとする。

3 館長は、前項の資料予約・リクエスト申込書が提出されたときは、他の図書館からの相互貸借、購入又は予約により貸出しするものとする。

4 相互貸借により他の図書館から図書資料を借り受ける場合において、送料が生じる場合は、利用者がこれを負担しなければならない。

5 予約・リクエストサービスを利用した図書館資料の取置期間は、利用者に連絡した日から起算して7日間とする。

（督促）

**第13条の3** 館長は、第12条の貸出期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対して、督促状の送付その他の方法により督促しなければならない。

（貸出しの制限）

**第14条** 貴重な資料その他館長が必要と認めるものは、館外貸出しを行わない。

2 館長は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

## 第4章 団体貸出

（貸出しの対象）

**第15条** 館長は、市内の学校、事業所及びその他館長が適当と認める団体（以下「団体」という。）に対し、図書館資料を貸出しすることができる。

（利用者カード）

**第16条** 図書館の団体貸出しを受けようとするものは、あらかじめ団体利用申込書（様式第5号）を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

（貸出数量及び期間）

**第17条** 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、別に指定することができる。

（1）松浦市立図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	1箇月以内

（2）松浦市立福島図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	1箇月以内
視聴覚資料	2点以内	10日以内

(準用規定)

**第18条** 第11条第2項、第3項、第4項、第13条の2、第13条の3及び第14条の規定は、図書館の団体貸出しについて準用する。

## 第5章 自動車図書館

(自動車図書館)

**第19条** 松浦市立図書館の自動車図書館は、市内を巡回し、図書資料の貸出しを行う。

2 巡回日時及び場所は、館長が別に定める。

3 第6条、第7条及び第10条から第14条までの規定は、自動車図書館について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「図書館」とあるのは「自動車図書館」と、第13条第1号中「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と、第13条の2第5項中「利用者に連絡した日から起算して7日間」とあるのは「相互貸借による貸出を受けた後の直近の巡回日まで」と読み替えるものとする。

## 第6章 資料の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

**第20条** 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の寄託に対しては、資料受託証(様式第6号)を交付するものとする。

3 寄贈された資料は、図書館の所有に属する。

(寄託資料の取扱い)

**第21条** 寄託された資料は、他の資料と同一に扱う。ただし、寄託者の承認がないものは、貸出しを行わない。

(寄託資料の返還)

**第22条** 寄託資料は、寄託者の要請又は図書館の都合により受託証と引換えにこれを返還することができる。

(委任)

**第22条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松浦市立図書館管理規則(平成12年松浦市教育委員会規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則(平成26年教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(松浦市立福島図書館管理規則の廃止)

2 松浦市立福島図書館管理規則(平成18年松浦市教育委員会規則第21号)は、廃止する。

## 附 則(平成27年教委規則第5号)

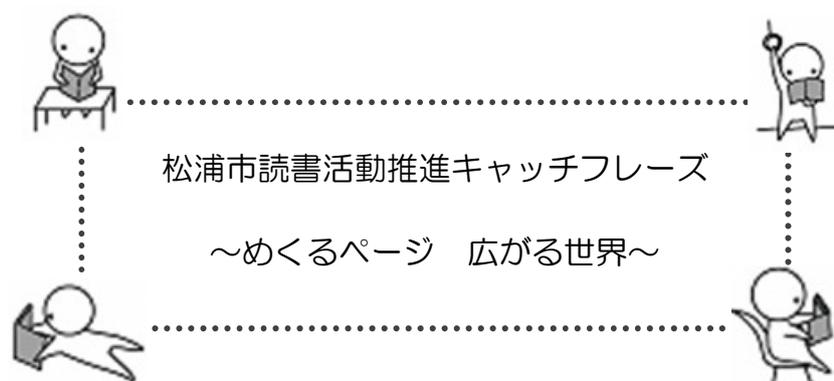
この規則は、平成27年10月1日から施行する。

## 附 則(平成31年教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則(令和2年教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



令和3年度  
図書館要覧  
松浦市立図書館

編集：〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦免 1483 番地 1

松浦市立図書館

TEL：0956-72-4677

FAX：0956-72-4630

E-mail: [library@city.matsuura.lg.jp](mailto:library@city.matsuura.lg.jp)

URL:<https://www.city-matsuura.jp/library/index.html>

令和3年8月発行